

序章 まちづくりと生活

第 1 節 当事者の視点・社会環境の視点・自治の視点の三本柱

基本計画は、総合計画を構成する基本構想・基本計画・実施計画の 3 部分のうち、本町のまちづくりの具体的な目標・施策を体系的に示すものであり、第 1 部で示した基本構想に基づきながら、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間に亘り段階的に取り組んでいく主要内容を明示するものです。この期間において、本町は新しい体系としての基本計画のもとに、徹底した「生活」重視の施策に取り組めます。

従来の基本計画の構成は、町役場内部の担当課とそこで所管される諸々の事業を、中央省庁の管理統制による縦割りに即しながら体系的に位置づけるものでした。国の施策の一環として位置づけられた地方行政は、確かに国全体の生活水準を向上させるという戦後社会においては、ある程度功を奏したところではあります。しかし、基本構想「総論」第 2 章「まちづくりの背景と課題」で指摘したような諸課題を抱える現在において、その枠組みは限界を迎えており、ここ 20 年間で、行政が主導による公共サービスと地域の現場で必要とされていることが大きくかけ離れているという事態が浮き彫りになってきています。

近年の地方分権改革は、こうした「ずれ」の問題を克服するために、国の権限と財源を地方に移譲させようとする動きであり、あわせて自治体が自立的に地域の諸課題に取り組む体制を整えることを目指すものです。そうした流れの中で、住民生活にもっとも身近な自治体としては、現場に即した問題把握と課題解決にもっともふさわしい政策形成が求められています。基本構想の第 5 章「施策の体系」で打ち出した三本柱——①生涯と生活・②地域と生活・③行政と生活——は、本町としての取り組み姿勢をあらわしたものです。

「生涯と生活」という視点は、分野・領域といった専門的観点で分断されるものではありえない、人の生涯というものをトータルに見つめ、人生の歩みに応じて年代別に必要とされる公共サービスを創出していかうとするものです。町民一人ひとりの生活は多様であり、そこに見出される課題も決してひとくくりに出来るものではありません。そこで本町としては、それぞれの生き方を尊重し、様々な課題を抱えている当事者の視点に即して、必要とされている支援や連携の具体化に取り組んでいくことを重視します。

次に、「地域と生活」という視点は、町民の個性や地域の独自性を支える地域空間のなかで、分野・領域を横断させていくことによって生活機能を充実させていかうとするものです。生活者にとってもっとも身近な家族というところから、家族・近隣・町域全体・近隣自治体・千葉県・関東地方・国・国際社会というように生活圏を広げていったときに、それぞれの規模において取り組むことがふさわしい課題が見出されます。町としては、様々な単位の地域空間を相互補完的な観点から重層的な社会環境としてとらえ、町民一人ひとりの生活と町全体の発展に資する地域基盤の形成と充実を通じながら、地域の生活課題に取り組めます。

最後に、「行政と生活」という視点は、町民の信託を受けて職務を遂行する行政組織の形態・運用のあり方を自治の観点からとらえていこうとするものです。それは、当事者性の尊重と社会環境の整備を促進させるために、行政運営と財政運営をまちづくりの主役たる住民の主導のもとに考えていくことを意味しています。こうした住民自治の確立のためには、町民のまちづくりへの積極的な参加を促進し、町民と行政との応答的な関係を積み重ねていくことによって、地域課題の発見・計画立案・実施・評価のプロセスを充実させていくことが求められます。本町としては、そのために必要な発想・仕組み・制度・手続を整えることで、町民の自主的な相互連携を下支えするとともに、課題解決に必要な行財政運営を目指します。

以下で示す基本計画の内容は、これまで取り組まれてきた諸計画・基本的施策とこれから取り組むべき課題を、上述した三本柱の下に位置づけたものです。同一の事柄が重複して見られるのは、それらを単一の視点・単一の担当課・単一の計画や事業としてとらえるのではなく、複数の視点・担当課・計画や事業から考えて取り組んでいく必要があるからです。

また、この基本計画の内容は、住民参加型で練られたという点に大きな特徴を有しています。それは、行政が主導して作り出す公共サービスと地域の現場で必要とされていることが大きくかけ離れているという事態の克服へ向けた第一歩を記すものであり、分野・領域別とは異なる、住民の生活目線から町の施策をとらえ直していく契機となります。

このように領域を横断する形で各施策の位置づけることは、公共サービスをめぐって、誰が何をどのように担うべきなのかを考える機会を開くこととなります。何が必要とされるかは必ずしもあらかじめ断定できるものではない以上、各施策の柔軟な運営が求められます。そうした創造的発展を目指すことが本基本計画の狙いです。